

加古川市中国残留邦人等への地域生活支援プログラムによる
交通費及び教材費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中国残留邦人等、配偶者及び生活保護を受給している二世等に対して、個々の実状と需要を踏まえ、地域生活支援プログラムによる日本語等各種学習又は交流事業の参加に必要な交通費及び教材費の支給を行い、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、この事業の目的を達成するため、日本語等各種学習や交流事業を実施する団体との連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

(事業の対象者)

第3条 本事業の対象者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)第10条に規定する親族等のうち生活保護を受給する者で、法第2条第4項に規定する目的により永住帰国し、加古川市内に居住する者とする。

2 前項の規定に関わらず、中国残留邦人等の配偶者は、同行帰国及び生活保護又は支援給付受給の有無に関わらず、対象となる。ただし、同行帰国していない配偶者が中国残留邦人等と別居している場合は除く。

(対象事業)

第4条 本事業の対象とする事業は、中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語等各種学習及び交流事業とする。

(交通費及び教材費の支給額)

第5条 本事業で支給する交通費の額は、原則として自宅から対象事業が開催される場所の最寄り駅までの一般的な経路に基づく公共交通機関を利用した往復の交通費を支給することとし、1プログラムにつき1年度10万円を上限とする。

なお、公共交通機関によりがたい場合は、協議のうえ決定する。

2 本事業で支給する教材費の額は、対象事業に参加するために必要な教材の購入費を支給することとし、1プログラムにつき1年度1万円を上限とする。

(申請及び支給の決定)

第6条 本事業に規定する交通費及び教材費の支給を受けようとする者は、加古川市中国

残留邦人等への地域生活支援プログラムによる交通費及び教材費支給事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、加古川市中国残留邦人等への地域生活支援プログラムによる交通費及び教材費支給事業支給決定（却下）通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請を行った者に対し通知するものとする。

（請求手続き）

第7条 交通費及び教材費の請求手続きについては、以下のとおりとする。

（1）交通費

日本語等各種学習参加交通費の支給を受けようとする者は、日本語等各種学習参加交通費支給請求書（様式第3号）を、交流事業参加交通費の支給を受けようとする者は、交流事業参加交通費支給請求書（様式第4号）に必要事項を記載し、団体からの参加日の証明を受けて、市長へ提出する。

申請は1箇月単位とし、翌月10日までにを行うこととする。

なお、決定通知書記載の内容とは異なる経路を利用した場合は、その理由を附記しなければならない。

（2）教材費

日本語等各種学習教材費の支給を受けようとする者は、日本語等各種学習教材費支給請求書（様式第5号）に必要事項を記載し、団体の証明を得て、教材費購入の領収書を添付し、市長へ提出する。

申請は1箇月単位とし、翌月10日までにを行うこととする。

（返還）

第8条 市長は、当該支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交通費又は教材費の支給を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項に規定する返還の命令は、返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行し、平成23年6月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。